

岩手県医療局管理規程第1号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（競争入札参加者の資格審査等）</p> <p>第198条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 局長は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>（1）調達をする物品等（特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。以下この節において同じ。）又は特定役務（特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。以下この節において同じ。）の種類</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>（一般競争入札の公告）</p> <p>第198条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第187条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事にあつては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」とする。</p>	<p>（競争入札参加者の資格審査等）</p> <p>第198条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 局長は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>（1）調達をする物品等（特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。以下この節において同じ。）又は特定役務（特例政令第2条第4号イに規定する特定役務をいう。以下この節において同じ。）の種類</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>（一般競争入札の公告）</p> <p>第198条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第187条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事にあつては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成31年3月22日から施行する。